

職務指定がある都道府県・政令指定都市の審議会等についての 府省庁書面調査結果

1 調査概要

(1) 対象 各審議会を所管する府省庁

(2) 調査時期 平成18年2～3月

(3) 調査事項

〔法令による職務指定のある審議会等〕

職務指定の理由

職務指定規定の緩和等の対応についての検討の余地の有無

- ・ 「有」とした場合、対応の具体的内容・検討開始時期
- ・ 「無」とした場合、その理由

行政サービスの受益者を委員として任命する余地があるか

- ・ 「有」とした場合、その任命の方法
- ・ 「無」とした場合、その理由

〔法令によらず職務指定をしている審議会等〕

法令によらず職務指定をしている審議会等がある場合、

審議会等の根拠規定等

審議会等の委員の職務指定の記載をしている通知等の名称

その通知の委員構成に関する記載内容

職務指定の理由

職務指定規定の緩和等の対応についての検討の余地の有無

- ・ 「有」とした場合、対応の具体的内容・検討開始時期
- ・ 「無」とした場合、その理由

行政サービスの受益者を委員として任命する余地があるか。

- ・ 「有」とした場合、その任命の方法
- ・ 「無」とした場合、その理由

2 結果概要

(1) 法令による職務指定のある審議会等について(26種類)

職務指定の理由	審議会等の調査審議事項について利害を代表する者であるから。 3
	審議会等の調査審議事項を遂行する責任を負う者であるから。 14
	審議会等の調査審議事項についての有識者であるから。 19
	その他 3

職務指定規定の緩和等の対応についての検討の余地の有無	有..... 6
	(具体的な検討内容)
	・ 職務指定規定内容の緩和、又は規定の廃止..... 0
	・ 根拠規定等に、委員の柔軟な登用を促進するための規定を設ける..... 0
	・ 法令の柔軟な運用により、一方の性に偏らない委員の登用に努めるように通知等を通じて地方公共団体に指導・助言等を行う..... 6
	・ その他..... 0
(検討開始時期)	
・ 平成18年度中..... 6	
無..... 20	

(職務指定の緩和等の対応についての検討の余地なしとした理由)

- ・ 実際の活動等に当たる者や責任者である必要があるため
 - 例) 国民保護措置の実施に関係の深い職務に携わる者
 - 例) 地域における自主的な災害救助活動の取組に通じていることから
 - 例) 指導・監督する立場の都道府県には、相当の責務を保持するものが望ましい
- ・ 専門的知識、技能が必要であるため
 - 例) 医療に関し、学識経験を有する者
 - 例) 保険の仕組みをとっていることから技術的、専門的事項が多いため
- ・ 既に緩やかな委員資格条件となっているため
 - 例) 職員
 - 例) に関し、知識又は経験を有する者
- ・ 利害を代表する者である必要があるため
 - 例) 売買取引の当事者である卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他利害関係者で委員を構成する必要がある

行政サービスの受益者(NPO,消費者団体、公募委員等)を委員として任命する余地があるか	有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 (任命の方法)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の規定に掲げられている委員資格で任命できる。... 2 2 ・ 現行の規定に掲げられている委員資格では任命できないが、それ以外の者として任命する余地がある。..... 0
	無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(受益者を任命できる委員資格の規定例)

- ・ に関し、学識経験がある者
- ・ に関し、優れた識見を有する者
- ・ に関し、知識又は経験を有する者
- ・ 都道府県知事が必要と認めて任命する者
- ・ 被保険者の代表
- ・ 住民代表
- ・ 利用者代表

(受益者を任命する余地なしとした理由)

- ・ 試験に関する事務等をつかさどるにあたっては、専門的知識及び技能が必要であるから
- ・ 権限と責任を有している者でなければならないと考えるため
- ・ 実際の応急活動等において責任を有することになる機関の長又は職員等から選任することとしているため

(2) 法令によらず職務指定をしている審議会等について(6審議会)

職務指定の理由	審議会等の調査審議事項について利害を代表する者であるから。 2
	審議会等の調査審議事項を遂行する責任を負う者であるから。 2
	審議会等の調査審議事項についての有識者であるから。 6
	その他 0
職務指定規定の緩和等についての検討の余地の有無	有..... 0
	無..... 6
行政サービスの受益者を委員として任命する余地があるか	有..... 6
	(任命の方法)
	・現行の規定に掲げられている委員資格で任命できる..... 6
	・現行の規定に掲げられている委員資格では任命できないが、それ以外の者として任命する余地がある。..... 0
無..... 0	

なお、上記の法令によらず職務指定をしている審議会等の一部について、審議会等の委員の職務指定について記載のある通達は、地方自治法第二百四十五条の四の技術的助言であり、委員構成に関する自主的な判断を妨げるものではない旨の回答があった。

(参考) 審議会等における委員構成に関する規定の緩和・廃止等の例

(監査委員)

今国会において、議員以外の監査委員の定数を条例で増加することができるよう地方自治法の改正法案を提出予定。そのため、行政サービスの受益者(NPO、消費者団体、公募委員等)等を監査委員として選任する余地が高まることと思慮する。

(私立学校審議会)

私立学校法では、委員の4分の3以上を私学関係者とするとともに、その推薦の方法についても詳細な規定を設けていたが、このような規定は、各都道府県における私立学校行政を過度に規制しかねない面もあることから、平成16年に法改正を行い、委員の構成及びその推薦方法に関する規定を削除したところ。

(民生委員推薦会)

民生委員・児童委員の活動分野には女性が相応しいものが多いため、女性の積極的な登用に努めており、それに伴い、民生委員・児童委員を推薦する民生委員推薦会委員にも女性を加えることが望ましい旨をすでに通知にて地方公共団体に助言している。